

2013年8月8日

企業会計基準委員会

委員長 西川 郁生 殿

一般社団法人 日本貿易会

経理委員会 事務局

IASB公開草案「Leases」に対するコメント(写)

ご送付の件

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このほど日本貿易会経理委員会では、5月16日に国際会計基準審議会(IASB)が公表した公開草案「Leases」に対し意見をとりまとめ、9月上旬の提出を予定しております。

つきましては、コメント(写)をご送付申し上げますので、ご高覧のうえ、何卒よろしくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

【添付書類】

1. 「Leases」に対するコメントについて(写)

1 部

以 上

総発第141号
2013年9月12日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

「Leases」に対するコメントについて

以下は、国際会計基準審議会（IASB）の改訂公開草案「Leases」に関する意見募集に対する一般社団法人日本貿易会経理委員会のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、経理委員会は、同会において本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている。（末尾に当会の参加会社を記載。）

1. 総論

財務諸表の有用性を高める観点から、総論として、IASBの「リースから生じた資産及び負債」を認識すべきとの基本的考え方には賛成する。但し、2010年EDから見直しが図られている点があるが、オンバランスする会計処理・開示内容などの提案内容等について相当の実務負担が生じるものと考えられる。従い、実務対応も考慮の上、コスト・ベネフィットの観点から慎重な検討を頂きたい。

借手のリースについて使用権を認識しオンバランスする会計処理に異論はないが、一方、改訂公開草案が提案するリースの分類方法と収益・費用の会計処理は、不動産以外のリース取引の経済実態を期間費用に適切に反映しているとは必ずしもいえない。リースの分類要件となるリース期間やリース料総額等の原資産に対する費消割合の重要性判断に際しては、リース取引の本来の意義と目的を会計基準が歪めることの無い様、財務諸表作成者が各リース取引の目的と経済実態を踏まえ、リースの分類を適切に選択できる様にすべきである。

貸手リース取引の残存資産に係る未稼得利益の処理や一部の開示要求について、財務諸表作成者にとって過度の実務負担と多額のコストを伴うシステム改修が必要となることが懸念されるため、コスト・ベネフィットに十分配慮の上、基準化して頂きたい。

本改訂公開草案は適用時期を具体的に言及していないが、基準の適用に際しては財務諸表作成者の実務対応を考慮し、基準公表時点から適用時期まで十分な準備期間を設けて頂きたい。

2. 各論（各質問に対するコメント）

【Question 1】 リースの識別

(回答)

同意する。

(理由)

本改訂公開草案に於けるリースの定義について問題を認識していない。

【Question 2】 借手の会計処理

(回答)

同意するが、下記につき、追加検討頂きたい。

(理由)

- 1) 本改訂公開草案では12ヶ月以内の短期リースについてはオフバランス処理を許容しており、これは重要性のある資産や負債を生じさせる可能性が低いとの考え方(BC296、297)に基づく実務上の救済措置であり、評価できる。
- 2) タイプBリースには後述の問題点はあるものの、現行オペレーティング・リースにより賃貸している不動産についてP/Lの出方が変わらない点にメリットがある。

(追加検討頂きたい事項)

- 1) 「短期リース」と同様に重要性の考え方を小口のリース契約に拡大適用しても、財務諸表利用者に特段の不都合は生じさせないと考えられるので、小口のリース契約、且つそれらの総額が重要なリース資産・負債を生じさせないことが明らかである場合等は、短期リースと同様に、オフバランス処理を許容する等、実務負担の軽減に更に踏み込んだ検討が必要と考える。
- 2) 「経済的便益の重大でないとはいえない部分を消費すると見込まれるかどうか」という文言について判断基準が不明瞭であり、数値基準を設ける、或いはより明確な表現にすべきと考える。特に不動産以外のリースについては重大でないといえない部分を消費することは、少なくとも50%以上の消費と定義付けた方が、実務家としての感覚に馴染むものと考える。※質問2,3に共通
- 3) タイプBリースの問題点
 - ① 使用権資産は償却性の非金融資産に分類されるので、非金融資産の償却に整合するように、費消に応じた償却方法を用いることが望ましい。
 - ② タイプBにより計上される使用権資産の償却費は資産の費消に基づいて計算されたわけではなく、借手に於ける償却費の金額を歪める。また、その結果計上される使用権資産の帳簿価額も会計上意味のない数字となってしまう。
 - ③ タイプAリースとの複数モデルを認めることにより、類似した取引に異なる会計処理が適用され比較可能性を阻害する虞があることを考慮すれば、単一モデルにより処理することが理想的である。

【Question 3】貸手の会計処理

(回答)

本提案には同意しない。

(理由)

- 1) タイプAの会計処理は、現行の会計処理からの大幅な変更であり（特に、非金融資産から利息を認識し簿価を増加させるという残存資産の割引の巻戻し処理は、現行の枠組みの中で馴染みがない）、財務諸表を作成するためのコストと複雑性が大幅に増加し、実務上適用が困難であるため。

(提案する代替案)

現行のファイナンス・リースの会計処理によってもほぼビジネスの実態は反映されており、経営管理上も大きな問題は生じていないため、タイプAの会計処理については、現行IAS第17号の貸手におけるファイナンス・リースの会計処理を継続して頂きたい。

【Question 4】リースの分類

(回答)

同意するが、下記につき、追加検討頂きたい。

(追加検討頂きたい事項)

- 1) リースの分類要件となるリース期間やリース料総額等の原資産に対する費消割合の重要性判断は、財務諸表作成者が各リース取引の目的と経済実態を踏まえ、リースの分類を適切に選択できる様にすべきである。特に設例12における設備リースの分類の例示は、基準の解釈において原資産の費消割合の重要性判断を実質的に示唆する内容であり、その結果、多くのリース取引が金融取引と類似する会計処理を行うこととなるが、リース取引は必ずしも金融取引を意図して組成されておらず、会計基準がリース取引の本来の意義と目的を歪めることを強く懸念する。基準化にあたり、このような設例は削除すべきと考える。
- 2) 「重大でない」「ほとんど全て」、及び「大部分」といった文言について判断基準が不明瞭であり、実務に落とし込む為には、より明確な表現にする或いは数値基準を設ける等の追加ガイダンスが必要と考える。

【Question 5】リース期間

(回答)

本提案には同意しない。

(理由)

- 1) リース期間の見直しに関する提案は理論的には理解できるが、複雑性が増すこととなり

- コスト・ベネフィットの観点から実務負担が過大となるため。
- 2) 最長リース可能期間の測定において、リースの継続期間が12ヶ月を超えて延長することができる契約オプションがついている場合、その行使には取引の当事者の合意が必要とならない限り、リース可能期間は12ヶ月以上となり、実際に短期リースに該当するリース契約は限定的と考えられる。従い、大半のリース取引が使用権資産及びリース債務の計上が必要となり、コスト・ベネフィットの観点からも財務諸表作成者の実務負担が増大することが懸念される。
 - 3) 我が国における不動産リース取引では、契約期間満了前に契約更新の事前通知を当事者の一方に求められるケースがあるが、契約期間更新後の賃借料は更新時の時価で合意するため、契約更新前後で賃借料が異なる場合がある。そのような場合、契約更新を「延長オプション」と判断して契約当初に最長リース可能期間を見積もるのか、「新たなリース契約」と判断するのかによって、リースの分類及び会計処理が異なってくるため、基準化に際しては不動産リース取引の契約更新に関する取扱いをガイドンス・設例等で明確に提示して頂きたい。
 - 4) 更新オプション等の行使に関する取扱いに関して、重大な経済的インセンティブがある場合に含めることとされているが抽象的で会社間の財務諸表の比較可能性を損なう懸念があり、また、B5、B6における経済的インセンティブの検討においても、関連性のあるすべての要因の検討や要因に変化があった場合の見直し等、恣意性が入ること、また実務面からも負担が多いと考える。

【Question 6】変動リース料

(回答)

同意するが、下記につき、追加検討頂きたい。

(理由)

リースに関連するキャッシュアウトフローを正しく財務諸表に反映させるためにも、見直しは必要と考える。

(追加検討頂きたい事項)

リース料の変更に伴うリース債務及びリース債権の見直しについては、作成者のコストを鑑みて、指数・レートの重要でない変動については見直しを行なわないことを認めることを明示するために、43 項及び 78 項に於いて、リース債務及びリース債権に反映させるリース料の変動は重要なものに限る旨の文言を盛り込むことを望む。

【Question 7】経過措置

(回答)

本提案には同意しない。

(理由)

全般的に簡便的な追溯方法等、一定の救済措置が認められているが、依然として実務負担が大きいため。

【個別に同意しない理由】

- 1) オペレーティング・リースについて、リースの再分類を行い、再測定することは実務負担が大きい。
- 2) 借手・貸手のオペレーティング・リースからタイプAへの移行時の処理
 - a) 借手のオペレーティング・リースからタイプAの移行時処理について、たとえば多数の事務機器のリースがこのパターンになると想定されるなか、提案の処理は実務負担が大きすぎる。
 - b) 貸手のオペレーティング・リースからタイプAの移行時処理について、上記同様多数の事務機器のリースがこのパターンになると想定されるなか、提案の処理は実務負担が大きすぎる。一つ一つの資産について移行時やリース終了後の公正価値を取得するのは非現実的である。

(提案する経過措置)

- 1) 更に簡便的な処理を認めるべきである。例えば、適用日以降に締結した契約についてのみ新基準を適用する、ないしは、既存の契約も含めるものの、適用日以降、将来にわたって適用することを容認して頂きたい。
- 2) 借手・貸手のオペレーティング・リースからタイプAへの移行時の処理
 - a) オペレーティング・リースからタイプBの移行時処理同様に使用権をリース負債と同額として認識する処理も認めるべき（不動産以外のリースについてタイプA・Bの線引きが見直されるのであれば、実務負荷は相当低減する）。
 - b) 小口、ノン・コアの除外若しくはリース資産の簿価からリース債権を控除した金額を残存資産の簿価とする等の簡便的な方法が必要と考える。
- 3) 小口のリース契約や、契約時のリース契約額に重要性があるリース契約であっても、移行日時点で残存リース料が少額のもの等は経過措置として、従来通りの会計処理を許容する等、実務負荷の軽減措置を検討頂きたい。

【Question 8】開示

(回答)

本提案には同意しない。

(理由)

全般的に財務諸表作成者の実務負担が大きく、また、開示することの有用性が明確でない。財務諸表作成者にとって過度の負担とならないよう、実務負担・コスト負担と利用者の有用性のバランスを考慮の上、開示情報の内容について引き続き検討が必要と考える。また、財務情報の透明性の担保のためにリースに係る資産・負債のオンバランスを導入したという背

景に基づけば、むしろ開示については従来よりも軽減されるべきであるが、非常に実務負担の重い要求がなされているため。

【個別に同意しない理由】

1) 割引前のリース料の満期分析

リース債権・リース負債の満期分析について、現行1年超5年以下のものについて、各年の金額の開示は要求されていないことから、本改訂公開草案の開示要求は過大な要求と考えるため、本項目は特に受け入れ難い。

2) 財政状態計算書に認識された金額の調整表

a) 他の金融資産・負債に同様の開示要求がされていないことを勘案すれば、リース債権・リース負債等についてまで要求するのは、過大な要求と考え、本項目は特に受け入れ難い。また、財務諸表作成者にとって過度の実務負担を伴う。

b) 開示することの有用性が明確になっていない。また、財務諸表利用者の有用性が向上することのみを理由として、財務諸表作成者に追加的な開示を求めるべきではない。

c) 仮に「リース資産・リース負債の期首残高と期末残高の調整表」につき開示することとしても、「リース負債に係る調整表」について種類ごとに区分（タイプA・タイプB）した開示は不要と考える。BC204に記載のとおり、リース負債の性質は関連する原資産の性質に応じて異なるわけではなく、種類ごとに区分して開示する意義は薄いこと、また、財務諸表作成者にとって過度の実務負担を伴う。

3) リースに関する記述的開示

財務諸表利用者にとっての便益に対し作成者のコストが上まわると考えるため、重要なリース契約に限定する等検討頂きたい。

4) その他

a) まだ開始していないが借手にとっての重大な権利及び義務を創出するリース
「重大」の定義や具体的な開示内容が不明瞭であり、実際に開示される例が少なくなることも想定されるため、当該事項を開示する意義は薄いものと考える。

b) タイプBの投資不動産の使用権資産についての公正価値の開示
従来オペレーティング・リースとして会計処理していた投資不動産のリース取引に関して、タイプBの投資不動産の使用権資産について公正価値の開示を求めることは、財務諸表の作成者に過度の負担を要求するものであり、コスト・ベネフィットの観点から取り止めて頂きたい。

(提案する開示)

1) 当該注記を開示する重要性の乏しい企業が開示を省略出来る様、ガイダンスを追加すべきである。

2) 財務諸表作成者の実務負担・コスト負担と利用者の有用性を考慮し、開示情報の内容を引き続き検討頂きたい。例えば、定性的情報は重要なリース契約に限定する、調整表ではなく、期末日残高の内訳の開示とする等、検討頂きたい。

【Question 12】 (IASB のみ) : IAS 第 40 号の結果的修正

(回答)

投資不動産のリース取引について使用権資産を IAS 第 40 号の範囲に含めることには同意するが、タイプ B の使用権資産の公正価値の開示については対象外として頂きたい。

3. 上記以外のその他の意見

以下につき、検討願いたい。

- ・サブリースの会計処理において、原リース及び転リースが共にタイプ A リースに該当した場合、転リースにおいて、認識を中止する原資産は、原リースの使用権資産と解釈されるが、基準上明確でない為、その旨、基準に明記頂きたい。

以 上

一般社団法人日本貿易会
〒105-6106
東京都港区浜松町 2-4-1
世界貿易センタービル 6 階
URL <http://www.jftc.or.jp/>

経理委員会委員会社
CBC 株式会社
蝶理株式会社
阪和興業株式会社
株式会社日立ハイテクノロジーズ
稻畑産業株式会社
伊藤忠商事株式会社
岩谷産業株式会社
JFE 商事株式会社
兼松株式会社
興和株式会社
丸紅株式会社
三菱商事株式会社
三井物産株式会社
長瀬産業株式会社
野村貿易株式会社
神栄株式会社
双日株式会社
住金物産株式会社
住友商事株式会社
豊田通商株式会社
ユアサ商事株式会社